

第四十條 組合員ニシテ會計簿ノ閱覽ヲ乞フモノアルトキハ保管者ハ之レニ應ズルモノトス

第四十一條 本組合ニ關スル一切ノ帳簿ハ事務所ニ保管シ幹事長ヲ保管責任者トス

第八章 罰 則

第四十二條 本組合員ニシテ組合員 體名ヲ汚カス行爲アリタルトキハ幹事會ノ決議ニヨリ組合長ノ命ヲ受ケ除名處分スルモノトス

附 則

本組合同約ハ大正九年一月二十日ヨリ實施ス

救 濟 部 規 程

第一條 本組合ハ規約第五條第十條ニ依リ本規程ノ定ムル所ニヨリ組合員ノ救濟ヲ行フモノトス

第二條 本組合員ニシテ失業シタルトキハ幹事會之レヲ必要ト認メタルトキニ限リ一日金貳拾錢ノ範圍ニ於テ之レヲ補助スルモノトス
但シ三十日ヲ起ユルコトヲ得ズ

第三條 本組合員ニシテ業務上ノ負傷又ハ疾病ノ爲メ休業引續二週間以上ニ及フ時ハ十五日ヨリ一日ニ付疾病ニハ金參拾錢業務上ノ負傷ニハ金貳拾錢ノ割合ヲ以テ之ヲ補助ス但シ數回ニ亙ルモ六箇月間ニ六十日ヲ起ユルコトヲ得ズ

第四條 本組合員ニシテ業務上ノ負傷又ハ疾病ノ爲メ死亡シ或ハ從來ノ業ニ就ケ能ハザル者及終身業務ニ服シ得ザル場合ニハ左表ニ依リ之ヲ補助ス

加 入 後	勞働及疾病ニ起因シテ死亡シ得ル者	從來ノ業ニ就ケ能ハザル者及終身業務ニ服シ得ザル者
六箇年以上以上	七〇〇〇	七五五〇
十五箇年以上以上	七五〇〇	七五五〇
二十箇年以上以上	八〇〇〇	七五五〇
二十五箇年以上以上	八五〇〇	七五五〇
三十箇年以上以上	九〇〇〇	七五五〇
三十五箇年以上以上	九五〇〇	七五五〇
四十箇年以上以上	一〇〇〇〇	七五五〇
四十五箇年以上以上	一〇五〇〇	七五五〇
五十箇年以上以上	一〇〇〇〇	七五五〇

第五條 本組合員ニシテ滿五十五歳ニ達シタルモノニ對シ左表ニ依リ養老金ヲ贈呈ス

入 會 期 間	贈 與 金 額	入 會 期 間	贈 與 金 額
二十箇年以上以上	二〇〇〇	二十六箇年以上	五五〇〇
二十三箇年以上以上	二七〇〇	二十九箇年以上以上	六四七〇
二十七箇年以上以上	三三〇〇	三十二箇年以上以上	七七一〇
三十箇年以上以上	四〇〇〇	三十五箇年以上以上	八五〇〇
三十三箇年以上以上	四七〇〇		
三十六箇年以上以上	五四〇〇		
三十九箇年以上以上	六〇〇〇		
四十二箇年以上以上	六七〇〇		
四十五箇年以上以上	七三〇〇		
四十八箇年以上以上	八〇〇〇		
五十一箇年以上以上	八七〇〇		
五十四箇年以上以上	九四〇〇		
五十七箇年以上以上	一〇〇〇〇		
六十箇年以上以上	一〇五〇〇		
六十三箇年以上以上	一〇〇〇〇		
六十六箇年以上以上	一〇五〇〇		
六十九箇年以上以上	一〇〇〇〇		
七十二箇年以上以上	一〇五〇〇		
七十五箇年以上以上	一〇〇〇〇		
七十八箇年以上以上	一〇五〇〇		
八十一箇年以上以上	一〇〇〇〇		
八十四箇年以上以上	一〇五〇〇		
八十七箇年以上以上	一〇〇〇〇		
九十箇年以上以上	一〇五〇〇		

第六條 本組合員ニシテ加入後滿六箇月ヲ經過シ徴兵ノ爲メ入營ヲ命セラレタルモノニ對シ金參圓ヲ贈呈ス

第七條 本組合員ニシテ加入後滿六箇月ヲ經過シタルモノニシテ天災地變ノ爲メニ災害ヲ受ケタル者アルトキハ其罹災程度ニ依リ金五圓以上拾圓ヲ贈呈スルモノトス

第八條 本組合員死亡アリタルトキ亦ハ本組合員家族ニ死亡アリタルトキハ組合役員ニ於テ組合ヲ代表シ會葬スルモノトス